

請願第6号

「解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を
求める請願

【請願事項】

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認をしないよう求める意見書を、
地方自治法第99条の規定により国に提出していただくこと

【請願趣旨】

安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）は5月15日、「報告書」を提出しました。これを受け安倍首相は、集団的自衛権の行使へ、政府の憲法解釈を転換する方向を示しました。

集団的自衛権の行使とは、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために海外で戦争することです。これを認めれば、海外での武力の行使を禁止した憲法の歯止めがはずされ、憲法9条はあつてなきものとなってしまいます。

憲法により、ときの権力者が勝手なことをしないように縛るとというのが立憲主義です。ところが安倍内閣は、憲法にかかわる方針転換を「閣議決定」で行なおうとしています。これでは政権につきさえすれば、政府が何でもできることになり、立憲主義からの逸脱、民主主義のじゅうりんになりません。

戦後の日本は、憲法9条のもとで、「戦争をしない」「海外で人を殺さない、殺されない」立場を守り、これが世界から日本への信頼をつくってきました。いま、この立場を広げることこそ重要です。

2003年から始まったイラク戦争では、陸上自衛隊豊川駐屯地からも隊員が派兵されましたが、憲法9条という歯止めがあったために、一人の隊員の命も失われなかったのです。私たちは、政府の勝手な解釈で憲法を変えることも、海外で若者が血を流すことも望んでいません。

世論調査でも集団的自衛権行使に反対の声が賛成を上回り、日本弁護士連合会や歴代の内閣法制局長官もこれに反対する声を上げています。

日本国憲法は前文で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう」と述べるとともに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「安

全と生存を保持しよう」と決意した」としています。憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道こそ、日本がとるべき道ではないでしょうか。

つきましては、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認をしないよう求める意見書を、地方自治法第99条の規定により国に提出していただきたく、お願いいたします。

以 上